

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一年」を「三年（次条の規定による許可の期間の更新の許可及び広告物の表示又は掲出物件の設置の日から既に一年以上の期間を経過している広告物又は掲出物件に係る前項の規定による許可については、一年）」に改める。

第二条 岡山県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の許可の期間は、三年（広告物の表示又は掲出物件の設置の日から既に一年以上の期間を経過している広告物又は掲出物件（第十二条の三第四項において「既設広告物等」という。）で地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートル以下のものについて、同条第二項の点検のみを行っている場合は、一年）を超えることができない。

第十二条の三中「第八条の規定による許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする」を「広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該」に改め、「あらかじめ」を削り、「点検し、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければ」を「確保するための点検を行わなければ」に改め、同条に次の三項を加える。

2 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体その他規則で定める事項に係る点検を、一年に一回以上行わなければならない。ただし、その年において次項の点検を行う場合は、この限りでない。

3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートルを超えるものについては、屋外広告士（法第十条第二項第三号イに掲げる者をいう。）又はこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者による当該広告物又は掲出物件の本体その他規則で定める事項に係る点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

4 この条例の規定による既設広告物等の表示又は設置の許可又は許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートルを超えるものについては前項の点検の結果を、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートル以下のものについては第二項又は前項の点検の結果を、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

（点検義務の特例）

2 この条例の施行の日から令和四年九月三十日までの間は、第二条の規定による改正後の岡山県屋外広告物条例（以下「新屋外広告物条例」という。）第十二条の三第四項に規定する者は、広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートルを超えるものについては、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、同条第二項の点検のみを行い、その結果を知事に報告することができる。この場合において、新屋外広告物条例第七条第二項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。

（知事の権限に属する事務の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十五の項又中「第十二条の三」を「第十二条の三第四項」に改める。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 附則第二項の規定によりすることができるとされている、新屋外広告物条例第十二条の三第二項の点検の結果の報告の受理については、各市（岡山市及び倉敷市を除く。）が処理することとする。